

F A X 送信状

送付先： 日本労働評議会 長谷川 様

Fax： 03-6908-9194

送信枚数 本状含む 3枚

件名：

2023年8月2日付け団体交渉申入について（回答）

このことについて、別紙のとおり回答を送信いたします。
以上、よろしくお願いいたします。

令和5年8月10日

〔発信元〕 国立大学法人筑波大学

総務部組織・職員課労務担当

〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1

Tel：029-853-2124 Fax：029-853-3979

令和5年8月10日

日本労働評議会

中央執行委員会委員長 長谷川 清 輝 殿
同 茨城県本部委員長 工 藤 貴 史 殿
同 筑波大学分会 竹 谷 悦 子 殿
吉 原 ゆかり 殿

国立大学法人筑波大学長

永 田 恭 介

(公印省略)

2023年8月2日付け団体交渉申入について (回答)

貴組合から申入れのありました団体交渉の内容については、下記のとおり適正に対応しているため、内容につきまして、ご理解をいただきますようお願いいたします。

記

一について

本学の大学教員の定年年齢は本来満63歳でしたが、年金の支給開始年齢引き上げに合わせ、本学の再雇用の上限年齢が平成22年4月1日から満64歳となることから、平成21年度に大学教員について満65歳までの再雇用の制度設計が検討されました。大学教員以外は満61歳から非常勤職員として再雇用していましたが、大学教員にあつては、定年年齢を引き上げ、引き続き常勤職員としますが、俸給月額の7割支給とし、所定勤務時間を1日6時間とすることとし、平成22年4月1日から施行されました。貴組合の主張される「定年前2年間給与減額制度」は、平成22年4月1日施行の改正内容を指しているものと思料しますが、当該改正は定年年齢を引き上げたものであり、大学教員の高齢者雇用の対応として合理的なものです。

また、就業規則の改正にあつては、事前に過半数代表者及び学内の労働組合に対して説明をし、意見聴取や協議を経て、納得いただいたうえで改正しております。

二について

休日に入学試験業務に従事した者への措置は、振替休日を取ることを原則としておりますが、業務の都合上振替休日を取ることが難しい者には休日給を支給しております。

なお、貴組合員である竹谷悦子氏及び吉原ゆかり氏の2021年から2023年までの間の入学試験業務に従事した時の状況についても同様であり、振替休日を取っている日にあつては、事務担当者から確認のうえ処理がされております。

以上